

# 介護保険の要介護認定を受けた方へ

## 要介護認定高齢者の障害者控除について

所得税法や地方税法では、障害者手帳（身体・精神）や療育手帳などの交付を受けていなくても、「これに準ずる者」として、次の事項に該当する場合には一定金額を所得から控除することができます。

### 【特別障害者】

- ・知的障害者（重度）に準ずる障害がある方
- ・身体障害者（1～2級）に準ずる障害がある方
- ・寝たきりの状態が引き続き6カ月以上の方。

### 申請方法

ただし、控除を受ける場合には、町が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

### 対象となる方

要介護認定を受けた65歳以上の方で、当該年度の12月31日現在の状態が、次の基準に該当し、介護保険認定状況などをともに一定の要件を満たす方。

### 【障害者】

- ・知的障害者（軽度・中度）に準ずる障害がある方。
- ・身体障害者（3級～6級）に準ずる障害がある方。

### 確定申告等の際には

障害者控除対象者認定書により障害者控除の適用を受けようとする方は、必ず確定申告等の際に認定書を併せてお持ちください。  
また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉

手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている場合は、障害者控除の対象となりますので、この申請は不要ですが、確定申告などの際には手帳を提示してください。

### 注意事項

障害者控除対象者認定申請をしても、基準に満たない場合は該当しません。

## 要介護認定高齢者のおむつ代の医療費控除について

介護に使用したおむつ代は、確定申告等の医療費控除の対象になりますが、医療費控除を受ける際は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。

対象者は次のとおりです。

### 対象者

- ・主治医意見書がおむつを使用した当該年度に作成されていること。
- ・寝たきり状態にあること。
- ・尿失禁の発生可能性があること。

### 申請方法

志津川保健センターまたは歌津保健センターに備え付けの「おむつ代の医療費控除に係る確認申請書」に記入し、

**確定申告等の際には**  
おむつ代の医療費控除の適用を受けようとする方は、必ず確定申告等の際に確認書とおむつ代の領収書を併せてお持ちください。

### ご注意ください

要介護認定を受けていない方、要介護認定を受けていない方、初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

また、主治医意見書記載内容などにより確認書を発行できない場合には、従来どおり医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

問い合わせ  
保健福祉課 高齢者福祉係  
☎ 46-51113